

公 告

和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例（以下、「条例」という。）第8条の規定により、次のとおりお知らせします。

令和2年10月20日

和歌山県

1 太陽光発電事業実施予定者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

- (1) 太陽光発電事業実施予定者
合同会社桜道 12
代表社員 ゴンザレス・エンシナス・ラファエル
- (2) 住所
東京都港区西麻布三丁目2番9号
サンライズ六本木 4C

2 太陽光発電事業計画の概要

事業の名称	田辺中辺路西谷太陽光発電所
事業区域の所在地	田辺市中辺路町西谷字松久保 958-3、958-10、958-11
事業の規模	495.0kW (9,123.73m ²)

3 条例第5条の規定により講じた措置の概要（説明会等の実施状況）

地区住民への個別訪問及び資料回覧

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、地元町内会長と協議の上、説明会の開催に代えて、令和2年9月16日に西谷町内会の全戸（60戸）に対し資料の配布を行い、質疑・意見聴取の期間を設けた（令和2年9月30日まで）。令和2年10月1日現在、質疑・意見はない。

4 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（FIT 法）の認定情報

認定年月日	平成 31 年 2 月 20 日
識別番号（認定 ID）	AZ99880E30
認定事業者の氏名又は名称並びに法人にあっては、その代表者の氏名	合同会社桜道 12 代表社員 ゴンザレス、エンシナス、ラファエル
認定発電設備の区分	太陽光発電設備(50kW 以上 2,000kW 未満)
認定発電設備の発電出力	495.0kW
認定発電設備の所在地	和歌山県田辺市中辺路町西谷字松久保 958-3、958-10、958-11

5 条例第 7 条の規定による申請年月日

令和 2 年 1 0 月 2 日

6 縦覧及び意見募集期間

令和 2 年 1 0 月 2 0 日（火）から令和 2 年 1 1 月 2 0 日（金）まで

7 縦覧場所等

縦覧場所	縦覧時間	縦覧できない日
和歌山県庁 環境生活総務課（県庁本館 4 階） 和歌山市小松原通 1-1 TEL：073-441-2674	9:00~17:45	土、日、祝
田辺市 中辺路行政局 住民福祉課 田辺市中辺路町栗栖川 396-1 TEL：0739-64-0500	8:30~17:15	土、日、祝

8 意見提出方法等

- 各縦覧場所に意見書用紙を設置しております。また、県環境生活総務課のホームページからダウンロードできます。
- 意見書用紙に必要事項が記載されていない場合、又は虚偽の事項が記載されている場合は、ご意見としてお受けできません。
- いただいたご意見は、個人情報を除いた上、その概要を事業者見解とともに和歌山県環境生活総務課のホームページで一定期間公表いたします。
- 意見提出方法等は次のとおりです。

意見提出方法	提出先等
直接提出 (平日のみ)	① 和歌山県庁 環境生活総務課 ② 田辺市 中辺路行政局 住民福祉課
郵送	県環境生活総務課(最終日必着)
FAX	073-433-3590(県環境生活総務課)
電子メール	e0320003@pref.wakayama.lg.jp(県環境生活総務課)

9 その他

- (1) 太陽光発電事業の計画等については、事業者により公表されています。
 - 計画概要：事業者ホームページ
(<http://biopower.com.es/nakaheji-jp.htm>) に掲載
 - 計画書一式：田辺市役所 市民環境部 環境課内及び
田辺市 中辺路行政局 住民福祉課内で縦覧
- (2) 縦覧に供する資料(認定申請書一式)に含まれる個人情報(個人名、住所等)や企業情報(法人代表者の印影、定款等)に関しては黒塗りし、非公開としています。
ただし、個人名等であっても、一般に公にされている情報は公開とします。
- (3) 上記8で提出された意見や関係法令の許認可に係る審査等により、太陽光発電事業の計画は縦覧に供されたものから変更されることがあります。
- (4) 縦覧場所では「密集」や「密接」などの「密」を避けるようにしてください。(新型コロナウイルス感染症対策)